

監査措置状況報告書

令和6年4月17日

実施年度	令和5年度定期監査（下期）		
検査実施日	令和6年2月2日～3月7日		
担当部署	総務部 総務課	内線	2453

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概要	
<p>例規集及び要綱集の更新について</p> <p>市は、例規及び要綱の制定及び改廃が行われた際には、四半期ごとに例規集及び要綱集の内容更新を委託し、ホームページに反映させることとしている。</p> <p>令和5年4月1日に改正された商工振興課の要綱について、令和6年1月時点においても未更新のままであったため、総務課から提出された管理簿で確認したところ、当該要綱が漏れており、正確に管理されていなかった。</p> <p>また、制定及び改廃が決定された例規等について、原課とのやり取りに時間を要したこと等により、四半期ごとの更新に間に合わず、6か月程度更新が遅れているものも見受けられた。</p> <p>例規及び要綱は、市政の執行に必要な基準や運営、処理方法等を規定するものであり、制定及び改廃の際は、総務課での受付から市のホームページに掲載するまで確実に進捗を管理するよう努められたい。</p>	<p>例規集及び要綱集の更新については、制定又は改廃に係る原議の到着受付、審査、業者委託等の手順に漏れが生じないように管理簿による管理を徹底し、市ホームページ掲載までの確実な進捗管理を行います。</p> <p>また、修正助言等に係る原課とのやり取りにおいて、時間を大きく費やすことのないよう、職員全体の法務能力の向上に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年4月17日

実施年度	令和5年度定期監査（下期）		
検査実施日	令和6年2月2日～3月7日		
担当部署	医療保健部 健康推進課	内線	2804

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>狂犬病予防注射の接種率について</p> <p>狂犬病予防法第5条第1項において、犬の所有者は予防注射を毎年1回受けさせなければならないと規定している。</p> <p>接種率について調査したところ、表1のとおり国及び県の接種率を上回っているものの、令和3年度は89.9%、令和4年度は87.5%、令和5年12月末時点で80.1%と低下している。</p> <p>また、表2のとおり地域別の接種率には開差があり、改善の余地があると考えます。</p> <p>所管課においては、狂犬病ウイルスに人が感染した場合、命にかかわる事態となることを重く受け留め、接種率の更なる向上に努められたい。</p> <p>※表1、表2・・・略</p>	<p>狂犬病予防注射の接種については、新たに動物病院やペットショップ、動物愛護団体等関係団体と連携し、啓発チラシの配布やポスターの掲示により、制度の周知徹底を図ります。</p> <p>また、未接種の飼い主に対する督促ハガキの送付や広報たかやまを通じた啓発を繰り返し実施するほか、特に接種率の低い地域については、架電による接種勧奨を実施し、狂犬病予防注射の接種率の向上に努めます。</p>	

監査措置状況報告書

令和6年4月17日

実施年度	令和5年度定期監査（下期）		
検査実施日	令和6年2月2日～3月7日		
担当部署	教育委員会事務局 学校教育課	内線	2358

審査の結果	対応状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>岐阜県小中学校教育研究会負担金について</p> <p>岐阜県小中学校教育研究会は、教科等30部会と地域別30支部で組織され、県内の教育振興及び教科等や地域に応じた研究を実践している。当市は、その部会と支部の運営にかかる経費に対し、今年度は1,524,400円を支出している。</p> <p>この負担金は、市町村における教職員の人数を基に算定されており、その根拠資料として令和4年度の決算書を確認したところ、年度末の繰越金は部会の部で7,785,066円、支部の部で4,279,035円の合計12,064,101円が計上されており、支部における繰越金が最も多いのは、当市の1,452,524円であった。</p> <p>所管課は、多額の繰越金があることを把握していたにもかかわらず、毎年度、同様の算定基準で負担していた。</p> <p>負担金調査票（見直しの方向性）において、コスト縮減は不可能であり、見直しはしないとしているが、本来の負担金の目的に沿った事業実態となっているか等を踏まえた上で、予算を積算されたい。</p>	<p>岐阜県小中学校教育研究会負担金については、支出先団体に12,064,101円という多額の繰越金発生理由として、コロナ禍により数年間事業が実施できなかったことによるもので、その代替事業として令和6年度に講演会などの大きな事業実施を計画しており、令和7年度からは多額の繰越金は発生しないことを確認しました。</p> <p>また、この繰越金のうち高山支部に計上されている1,452,524円についても同様に令和6年度に講演会等の事業実施によって使用されるため令和7年度からは多額の繰越金は発生しないことを確認しました。</p> <p>今後、他の支出先団体においても今回のような多額の繰越金が発生する場合にはその理由や原因を支出先団体に確認するとともに毎年の算定基準についても適正かどうかを踏まえたうえで予算を積算いたします。</p>	